

パナマ入国措置の変更

令和4年2月21日
在パナマ日本国大使館

【ポイント】

2月16日より、パナマへの入国措置が変更になりました。WHO、欧州医薬品局及び米国医薬品局が承認するワクチンを2回接種（以前は3回接種）であっても入国時のコロナウィルス検査陰性証明書の提示や入国後の隔離措置が免除されることとなりました。

【本文】

1 2022年2月16日より、全てのパナマに入国しようとする方で、移動方法が空路・海路・陸路の別によらず、WHO、欧州医薬品局及び米国医薬品局が承認するワクチンを2回接種（以前は3回接種）であっても、証明カード又はデジタル証明を所持し、最後のワクチン接種から14日間以上が経過している方は、入国時のコロナウィルス検査陰性証明書の提示や入国後の隔離措置が免除されることとなりました。

2 衛生当局が指定する高リスク感染国・地域以外からパナマに入国する全ての方で、ワクチン2回接種が完了していない方は、72時間の有効期間がある認可された検査機関で実施されたコロナウィルス検査陰性証明書（PCR検査又は抗原検査）又は空路、海路又は陸上での入国時に自己負担で行われた検査陰性証明書を提示することにより、到着後の隔離が免除されます。

3 全てのパナマに入国する者は、電子健康宣誓書をパナマ行きの航空機搭乗に際し提示する必要があります。

リンク先：<https://www.panamadigital.gob.pa/RegistroPacoViajero>

4 過去15日以内に衛生当局が指定する高リスク感染国（注）に滞在又はトランジットを行った全ての方で、ワクチン2回接種が完了していない方は、72時間の有効期間がある認可された検査機関で実施されたコロナウィルスの検査陰性証明書（PCR検査又は抗原検査）又は空路、海路又は陸上での入国時に自己負担で行われた検査陰性証明書を提示する必要があり、自宅または衛生当局に認可されたホテルに本人の負担で、72時間の予防的検疫措置に服し、最後にPCR検査又は抗原検査で陰性となった場合は検疫措置が終了となります。

（注）高リスク感染国：ケイマン諸島、バルバドス、アンギラ、ボネール島、ギリシャ、オーストリア、チェコ、エストニア、セルビア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、ハンガリー、フェロー諸島、アイルランド、モンテネグロ、クロアチア、オランダ、スロバキア、ベルギー、ブルガリア、アルメニア、ウクライナ、ジャージー島、ジョージア、ガーンジー島、英国、ドイツ、南アフリカ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア、ジンバブエ、マラウイ（2月21日現在）

以上